

○財務省告示第二百八十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成十五年三月二十五日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年四月十四日
 財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	募入決定の方法	発行額	払込金額	最低額	振替単位
利付国庫債券（変動・十五年） （第二十一回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条ノ二	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。	機関は日本銀行とする。	各申込みのうち利回り格差の数が小さいものからその応募額を順次割り当てる。	額面金額で九千九百八十五億円のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債に	ついては、額面金額で七千億円、国債整理基金特別会計法第五条ノ二の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で	九千九百八十五億円	振替法の規定による振替口座簿

十一 発行 日
 十二 発行 価 格
 十三 利 率

十三
 の 経 過
 払 込 利 子 米

の記載又は記録は、最低額と金額の整数倍の金額によるものとす

平成十五年三月二十五日
 額面金額百円につき百円
 年当たり、各利払期における利
 子計算期間開始日前行われ
 た、発行から償還までの期間が
 九年五か月超の十年利付国債の
 直近における割当額入札の結果
 に基づき算出された複利回り
 (以下「基準金利」という。)か
 ら、 0.70% を控除
 した 0.70% を控除した率が
 0.10% をただし、控除した率は
 〇パーセントを下回るときは、
 その率は〇パーセントとする。
 (一) 募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に加えて、次の算
 式により規定する期日に払い込
 むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.10}{100} \times \frac{5}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるもの
 ものとして振替口座簿中の口座
 座に記載又は記録されるもの
 について、前記(一)の算式によ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額
 (ただし、当該国債を発行時
 において取得する者が非居住
 者又は外国法人である場合に
 は、前記(一)の算式により算
 した金額に当該非居住者又は外

十四 初期利子

の国法人が適用を受ける所得税
すの税率を乗じた金額を控除
平成十五年九月二十日を支払
と成、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.10 \times 1}{100 \times 2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十
を、支払期とし、各支払期にお
て、その日以前六月間に属す
利子として、次の算式により算
出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{\text{基準金利} - 0.70}{100} \times 1}{2}$$

十六 償還金額

平成三十年三月二十日
償還金額 日本銀行につき百円

十七 償還金

財務大臣から通知を受けた者

十八 払入者

平成十五年三月二十五日

十九 払場所

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成十五年三月二十五日